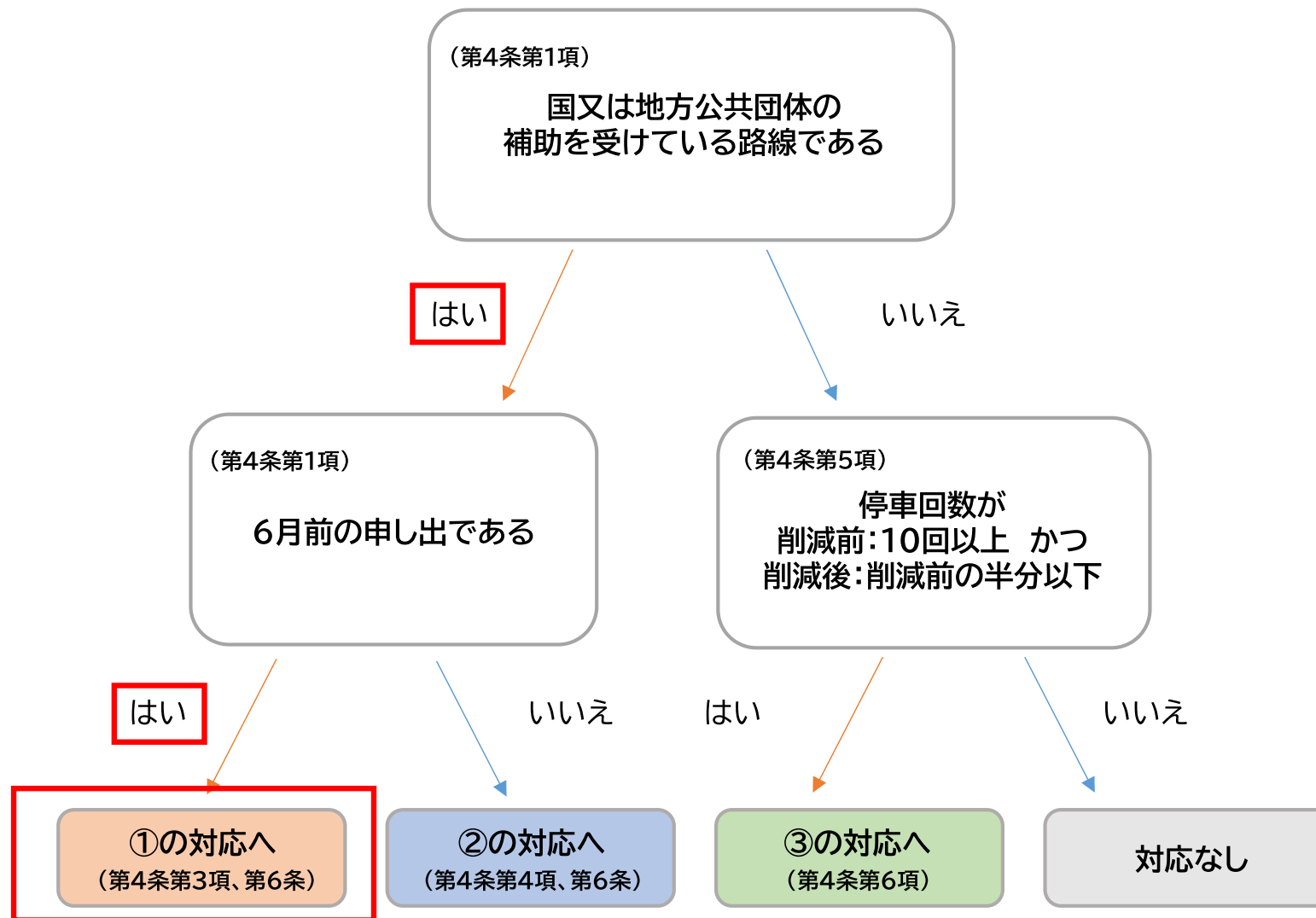


乗合バスの減便について

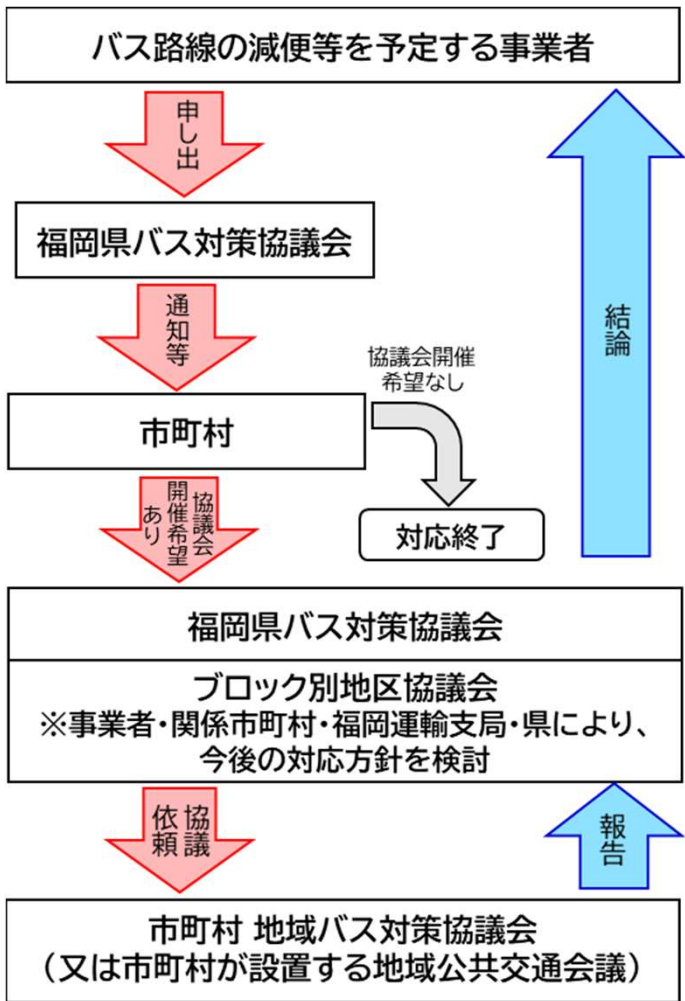
令和8年5月26日
嘉麻市 交通政策課

- 令和8年3月27日：西鉄バス筑豊株式会社から福岡県バス対策協議会へ減便の申出
- 令和8年5月25日：ブロック別地区協議会の開催（課題協議）
- 令和8年5月26日：嘉麻市地域公共交通会議にて検討・協議
- 令和8年6月以降：ブロック別地区協議会の開催（地域公共交通会議協議結果）
- 令和8年8月末までに：ブロック別地区協議会から福岡県バス対策協議会に協議結果報告

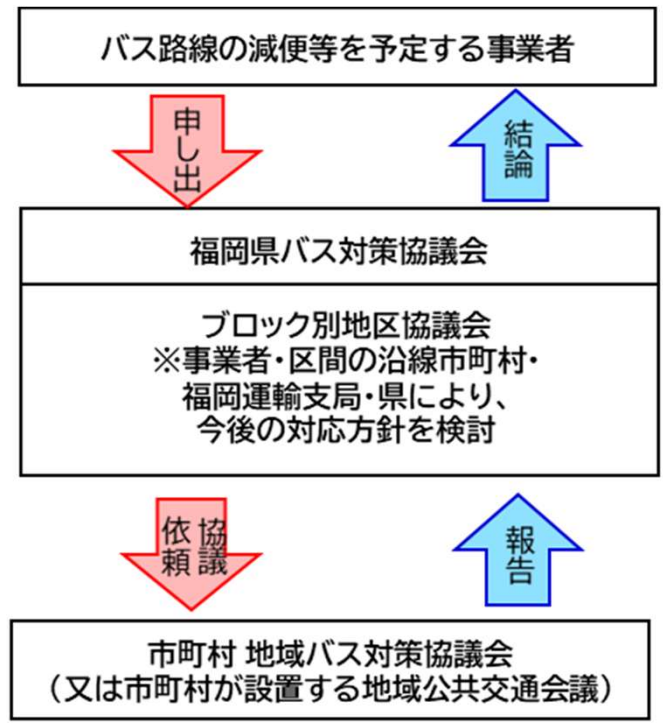
■ 運営要領第4条 「輸送サービスの内容の変更に係る申し出」手続きフロー



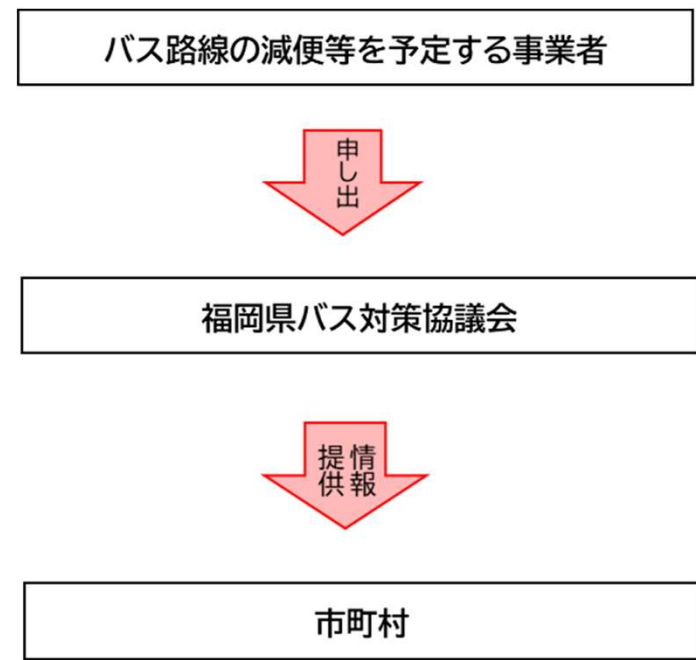
①の対応 … 事業者からの申し出後、市町村が
 (第4条第3項、第6条) ブロック別地区協議会の開催を選択



②の対応 … 事業者からの申し出後、
 (第4条第4項、第6条) 必ずブロック別地区協議会を開催



③の対応 … 事業者からの申し出後、
 (第4条第6項) バス対策協議会から市町村に情報提供



公印省略

8 交通第 2 6 5 号
令和 8 年 4 月 1 6 日

関係市交通担当課長 殿

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会会長
(福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課長)

乗合バス路線の減便について (通知)

このことについて、バス事業者から別添写しのとおり輸送サービスの内容変更(減便)について申し出がありましたので、福岡県バス対策協議会運営要領第4条第2項の規定に基づき通知します。

つきましては、輸送サービスの内容変更に係る申し出への対応として、福岡県バス対策協議会運営要領第4条第3項の規定に基づき、様式第2号によるブロック別地区協議会の開催希望の回答をお願いします。

(本通知に関するお問い合わせ先)

福岡県 市町村・地域振興部 空港・交通政策局
交通政策課 旅客自動車係 井上

TEL : 092-643-3166

FAX : 092-643-3227

E-mail : ryokaku-j@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県バス対策協議会長 殿

市町村長名

福岡県バス対策協議会運営要領第4条第2項に基づき情報提供を受けた路線について、下記のとおり回答します。

記

1 路線名及び申し出の内容

2 ブロック別地区協議会の開催希望

有 ・ 無

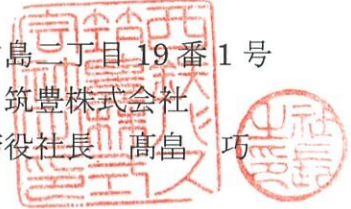
3 理由

※ 市町村への影響度合い、代替手段の検討状況等も含めて記載すること

2026年3月27日

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地 飯塚市片島二丁目19番1号
事業者名 西鉄バス筑豊株式会社
代表者名 代表取締役社長 高島 巧



福岡県バス対策協議会運営要領第4条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

上山田線

2 1の路線に係る補助金の有無

有^{*} ・ 無

※有の場合、国又は地方公共団体の名称を以下に記載すること
(飯塚市・嘉麻市)

3 申し出の内容

休止 ・ 廃止 ・ 輸送サービスの内容変更（運行回数の削減）

4 3の実施予定日（休止に係る場合は予定する休止の期間）

2026年10月1日

5 理由

改善基準告示（2024年4月1日適用）への対応・利用状況に応じた便数に変更するため

6 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第3項該当の有無

該当^{*} ・ 非該当

※該当の場合のみ選択

- 道路運送法施行規則第15条の4第1号
- 道路運送法施行規則第15条の4第2号
- 九州運輸局長が旅客の利便を阻害しないと認めるもの

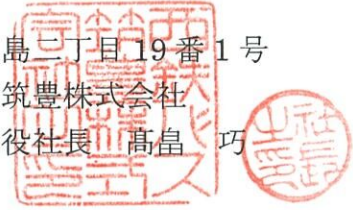
添付書類

休止又は廃止…路線図、輸送量、運行状況、収支状況、これまで講じた経営努力、利用人員調査等
輸送サービスの内容変更…変更内容の新旧対照を明示した書類

2026年3月27日

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地 飯塚市片島二丁目19番1号
事業者名 西鉄バス筑豊株式会社
代表者名 代表取締役社長 高島 巧



福岡県バス対策協議会運営要領第4条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

飯塚～大隈線

2 1の路線に係る補助金の有無

有^{*} ・ 無

※有の場合、国又は地方公共団体の名称を以下に記載すること
(飯塚市・嘉麻市)

3 申し出の内容

休止 ・ 廃止 ・ 輸送サービスの内容変更（運行回数の削減）

4 3の実施予定日（休止に係る場合は予定する休止の期間）

2026年10月1日

5 理由

改善基準告示（2024年4月1日適用）への対応・利用状況に応じた便数に変更するため

6 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第3項該当の有無

該当^{*} ・ 非該当

※該当の場合のみ選択

- 道路運送法施行規則第15条の4第1号
- 道路運送法施行規則第15条の4第2号
- 九州運輸局長が旅客の利便を阻害しないと認めるもの

添付書類

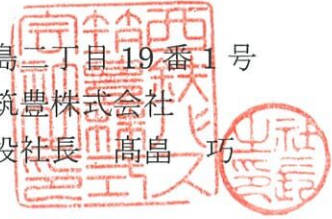
休止又は廃止…路線図、輸送量、運行状況、収支状況、これまで講じた経営努力、利用人員調査等
輸送サービスの内容変更…変更内容の新旧対照を明示した書類

様式第1号（第2条、第4条関係）

2026年3月27日

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地 飯塚市片島二丁目19番1号
事業者名 西鉄バス筑豊株式会社
代表者名 代表取締役社長 高嶋 巧



福岡県バス対策協議会運営要領第4条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

飯塚市内線

2 1の路線に係る補助金の有無

有^{*} ・ 無

※有の場合、国又は地方公共団体の名称を以下に記載すること
(飯塚市)

3 申し出の内容

休止 ・ 廃止 ・ 輸送サービスの内容変更 (運行回数の削減)

4 3の実施予定日 (休止に係る場合は予定する休止の期間)

2026年10月1日

5 理由

改善基準告示 (2024年4月1日適用) へ対応するため

6 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第3項該当の有無

該当^{*} ・ 非該当

※該当の場合のみ選択

- 道路運送法施行規則第15条の4第1号
- 道路運送法施行規則第15条の4第2号
- 九州運輸局長が旅客の利便を阻害しないと認めるもの

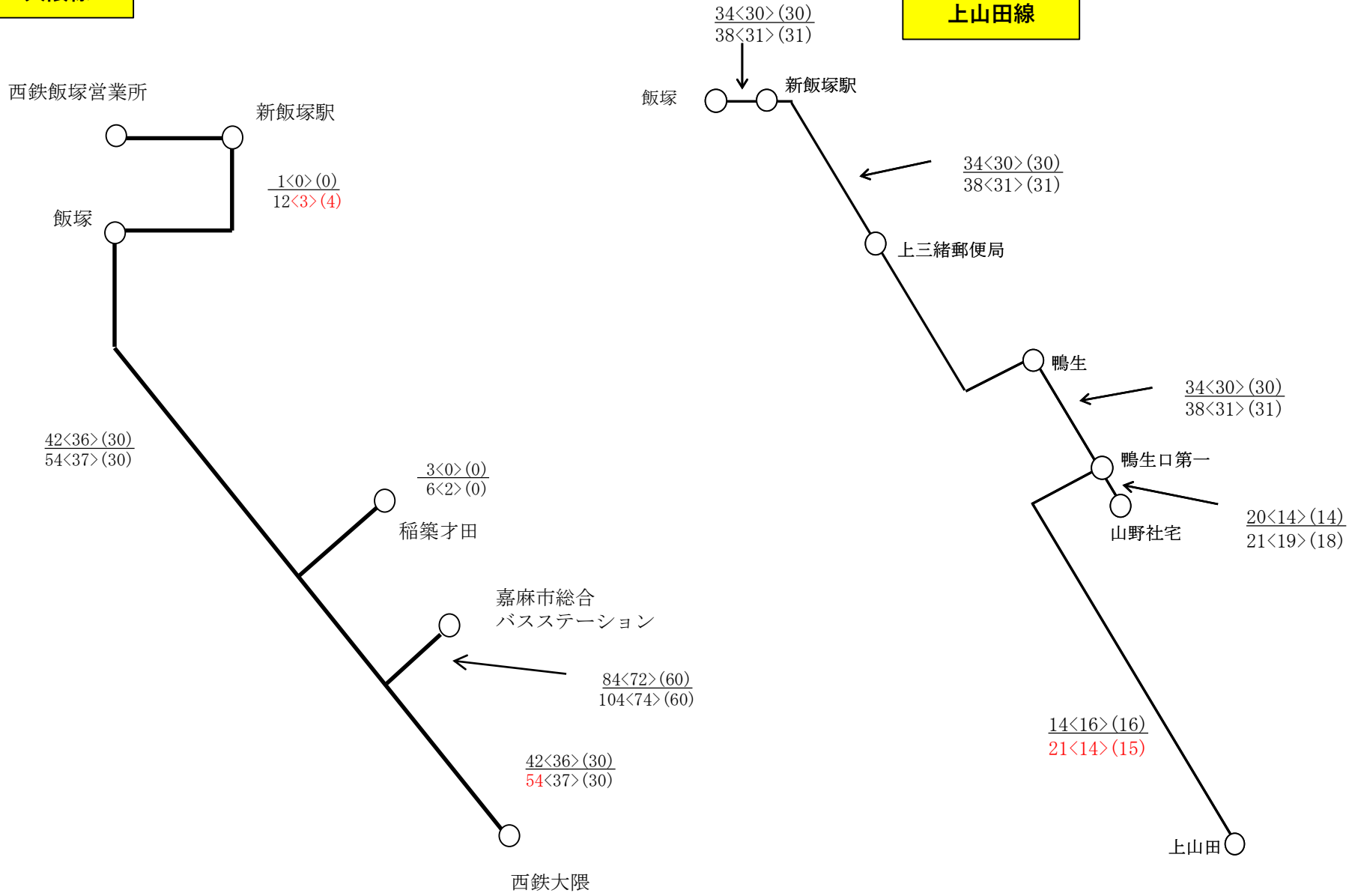
添付書類

休止又は廃止…路線図、輸送量、運行状況、収支状況、これまで講じた経営努力、利用人員調査等
輸送サービスの内容変更…変更内容の新旧対照を明示した書類

【別紙 1】運行系統図

飯塚～大隈線

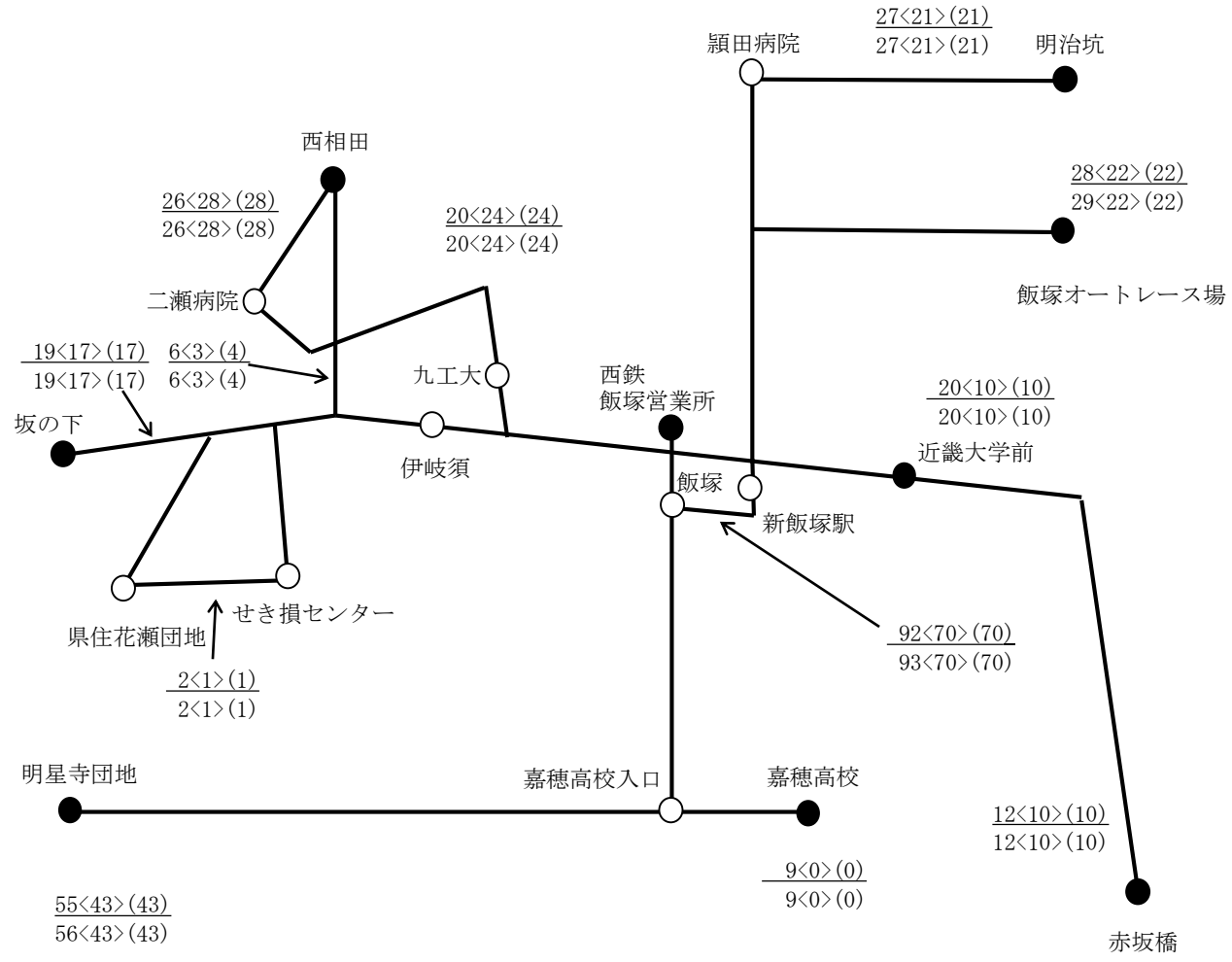
上山田線



<	>	()	…新
<	>	()	…旧
<	>		…土曜日
()			…日祝日

【別紙 1】運行系統図

飯塚市内線



< >()	…新
< >()	…旧
< >	…土曜日
()	…日祝日

■「飯塚バスターミナル①のりば」バス停時刻表<平日>

		飯塚市内線（潤野）			飯塚～大隈線			小竹・天道線		碓井線			
平日 Weekdays	番号先	3	快速 3	3	12			21		27			
	行先	明星寺団地 イオン 穂波・潤野	嘉穂高校	明星寺団地 嘉穂高校・潤野	明星寺団地 イオン 穂波 嘉穂高校・潤野	西鉄大隈 山野・漆生	西鉄大隈 山野・稲築才田	稲築才田 山野・漆生 大坪団地	飯塚工業団地	済生会飯塚嘉穂病院	西鉄大隈 桂川駅・桂川役場	西鉄大隈 桂川駅・嘉穂総合高	
5												5	
6				50	35							6	
7			45	10	20 35 55	30		50	15		00	53	7
8	35			05	16 36			50	00				8
9	10 45				06 46				52	30			9
10	15				16 46								10
11	00 30				16 46				12	00			11
12	00 30				16 46					30			12
13	00 35				31				12				13
14	05 35				16 46					00			14
15	05 45				46	26							15
16	30				40	16		22			09		16
17	00 30				10 40			02	52	29 16			17
18	00 30				10 40								18
19	05 20				20								19
20	13				20								20
21					20								21
22													22
23													23
24													24
1													1

凡例
○…減便
□…時刻変更

■「飯塚バスターミナル②のりば」バス停時刻表<平日>

平日 Weekdays	行先	小竹線	飯塚市内線（伊岐須）			
	番号	1	2			
	行先	赤池工業団地 幸袋小竹・頼田支所	坂の下	伊岐須 西相田	伊岐須 西相田	九工大 伊川温泉
	5			59		
	6	40	32			
	7	25		00		36
	8	25			10	
	9	25	30			
	10	25			00	
	11	25	30	00		
	12	25			00	
	13	25	30		00	
	14	25	30		00	
	15	25	30		00	
	16	25	30		00	
	17	25 19			00	
	18	25 19	30		00	
	19				21	
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	1					
	備考					

凡例
○…減便
□…時刻変更

■「飯塚・あいタウン前」バス停時刻表 <平日>

		小竹線	大隈	飯塚市内線					上山田線				
平日 Weekdays	番号	1	2 12	2		3			23				
	行先	JR新飯塚駅 飯塚	西鉄飯塚営業所 新飯塚	近畿大学前	赤坂橋 新飯塚・有井	近畿大学前 新飯塚	JR新飯塚駅	飯塚オートレース場 新飯塚・愛宕団地	明治坑 新飯塚・愛宕・鯉田	山野社宅 上三緒・鴨生	上山田 鴨生・山野社宅	上山田 上三緒・鴨生	
5													
6						47 53							
7	03 48	15 31 54 58	00	10	12 52			39	25				
8	38	14 50	12		22			07 42	00 30				
9	40	12 44		00				11 41	30			05	
10	40	14 40						35	45			00	
11	40					51		21				25	
12	40	40						35		25			
13	40	40		10				35				25	
14	40	40						35		30			
15	40	40		20				35				30	
16	40	24 40		45		30		35	10 40				
17	40	24 40		45		57		35	55			15	
18	40 32	24 40		00				35 17	30				
19								27				15	
20		00						15				10	
21													
22													
23													
24													
1													
備考													

凡例
○…減便
□…時刻変更

飯塚～大隈線

■「飯塚バスターミナル①のりば」バス停時刻表<平日>

行先	西鉄大隈	西鉄大隈	稲築才田	
経由		稲築才田		
行先番号	12			便数
5時				0
6時	35			1
7時	30		50	2
8時	16 36			2
9時	06 46			2
10時	16 46			2
11時	16 46			2
12時	16 46			2
13時	31			1
14時	16 46			2
15時	46	26		2
16時	40	16		2
17時	10 40			2
18時	10 40			2
19時	20			1
20時	20			1
21時	20			1
22時				0
23時				0
便数	27			



行先	西鉄大隈	西鉄大隈		
経由		稲築才田		
行先番号	12		便数	差
5時			0	0
6時	15		1	0
7時	10 30 50		3	1
8時	30		1	-1
9時	20		1	-1
10時	00 30		2	0
11時	30		1	-1
12時	15		1	-1
13時	00 30		2	1
14時	10 45		2	0
15時		30	1	-1
16時	30		1	-1
17時	10 35		2	0
18時	40		1	-1
19時	50		1	0
20時			0	-1
21時	00		1	0
22時			0	0
23時			0	0
便数	21			-6

凡例
○…減便

飯塚～大隈線

■「西鉄大隈」バス停時刻表<平日>

行先	飯塚BT	飯塚宮	飯塚宮	飯塚BT	飯塚BT	
經由			稲築才田			
行先番号	12			27		便数
5時	50					1
6時		36		39		1
7時			06 26			2
8時		33			04	1
9時		05 35		30		2
10時	05 35					2
11時	05 35			10		2
12時	05 35			50		2
13時	15 55					2
14時	35			30		1
15時	15	45			59	2
16時	25	45				2
17時	15	45		30		2
18時	15 45					2
19時	15					1
20時	10					1
21時						0
22時						0
23時						0
便数	26					



行先	飯塚BT	飯塚宮	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT		
經由		稲築才田	稲築才田				
行先番号	12			27		便数	差
5時						0	-1
6時	00 40			43		2	1
7時		10				1	-1
8時	40		10		04	2	1
9時	10 40			30		2	0
10時	40					1	-1
11時	05 40			10		2	0
12時	40			50		1	-1
13時	30					1	-1
14時	10 40			30		2	1
15時	10 55				59	2	0
16時	40					1	-1
17時	40			30		1	-1
18時	00 40					2	0
19時	40					1	0
20時						0	-1
21時						0	0
22時						0	0
23時						0	0
便数	21						-5

凡例
○…減便

飯塚～大隈線

■「稲築才田」バス停時刻表<平日>

行先	飯塚バスターミナル	西鉄飯塚営業所	西鉄大隈	
経由				
行先番号	12			便数
5時				0
6時				0
7時		23	43	2
8時	25			1
9時				0
10時				0
11時				0
12時				0
13時				0
14時				0
15時			55	1
16時			45	1
17時				0
18時				0
19時				0
20時				0
21時				0
22時				0
23時				0
便数	5			



行先	飯塚バスターミナル	西鉄大隈		
経由				
行先番号	12		便数	差
5時			0	0
6時			0	0
7時	27		1	-1
8時	27		1	0
9時			0	0
10時			0	0
11時			0	0
12時			0	0
13時			0	0
14時			0	0
15時		59	1	0
16時			0	-1
17時			0	0
18時			0	0
19時			0	0
20時			0	0
21時			0	0
22時			0	0
23時			0	0
便数	3			-2

凡例
○…減便

上山田線

■「飯塚・あいタウン前」バス停時刻表<平日>

行先	山野社宅	上山田	上山田	
経由	上三緒	山野社宅	上三緒	
行先番号	23			便数
5時				0
6時				0
7時	25			1
8時	00 30			2
9時	30		05	2
10時	45		00	2
11時			25	1
12時		25		1
13時			25	1
14時		30		1
15時			30	1
16時	10 40			2
17時	55		15	2
18時	30			1
19時			15	1
20時			10	1
21時				0
22時				0
23時				0
便数	19			



行先	山野社宅	上山田		
経由	上三緒	上三緒		
行先番号	23		便数	差
5時			0	0
6時		56	1	1
7時	25		1	0
8時	27		1	-1
9時	20	52	2	0
10時	23		1	-1
11時	32		1	0
12時		40	1	0
13時	02		1	0
14時	15		1	0
15時	19		1	0
16時	04	45	2	0
17時		20	1	-1
18時	05		1	0
19時		08	1	0
20時		10	1	0
21時			0	0
22時			0	0
23時			0	0
便数	17			-2

凡例
○…減便

上山田線

■「山野社宅」バス停時刻表<平日>

行先	飯塚BT	上山田		
経由				
行先番号	23		便数	
5時			0	
6時			0	
7時			0	
8時	04 40		2	
9時			0	
10時	15		1	
11時	25		1	
12時		58	1	
13時	06		1	
14時			0	
15時	01	03	2	
16時	50		1	
17時	25		1	
18時	35		1	
19時	15		1	
20時			0	
21時			0	
22時			0	
23時			0	
便数	12			



行先	飯塚BT			
経由				
行先番号	23	便数	差	
5時		0	0	
6時		0	0	
7時		0	0	
8時	08	1	-1	
9時	10	1	1	
10時	03	1	0	
11時	06	1	0	
12時	45	1	0	
13時	45	1	0	
14時	58	1	1	
15時		0	-2	
16時	02 49	2	1	
17時		0	-1	
18時		0	-1	
19時	13	1	0	
20時		0	0	
21時		0	0	
22時		0	0	
23時		0	0	
便数	10		-2	

■「上山田」バス停時刻表<平日>

行先	飯塚BT	飯塚宮		
経由		山野社宅		
行先番号	23		便数	
5時			0	
6時	10 50		2	
7時			0	
8時	05		1	
9時	25		1	
10時	35		1	
11時	40		1	
12時		45	1	
13時	45		1	
14時		40	1	
15時	53		1	
16時			0	
17時	40		1	
18時			0	
19時			0	
20時			0	
21時			0	
22時			0	
23時			0	
便数	11			



行先	飯塚BT			
経由				
行先番号	23	便数	差	
5時		0	0	
6時	10 50	2	0	
7時		0	0	
8時	20	1	0	
9時		0	-1	
10時		0	-1	
11時	36	1	0	
12時		0	-1	
13時		0	-1	
14時	09	1	0	
15時		0	-1	
16時		0	0	
17時	51	1	0	
18時	28	1	1	
19時		0	0	
20時		0	0	
21時		0	0	
22時		0	0	
23時		0	0	
便数	7		-4	

凡例
○…減便

福岡県バス対策協議会規約

(設置)

第1条 福岡県における乗合バス輸送に係る諸問題並びに生活交通の確保方策等について協議・調整を行うとともに、福岡県交通対策協議会設置要綱（昭和47年6月2日）第8条第1項の規定に基づき、福岡県交通対策協議会が行う業務について専門的な調査、検討を行うため、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表の委員及び会長が指名する臨時委員をもって組織する。
2 協議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局長をもってあてる。
2 会長は、会務を主催する。
3 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会の会議は、原則として年1回開催する。なお、会長が特に必要があると認めるときは、更に開催することができる。
3 協議会の会議は、以下の場合を除き、原則として公開するものとする。
(1) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会長が認める場合
(2) 公開に関する規程を別に設ける場合
4 議事概要については、協議会の会議終了後、すみやかに県ホームページにて公表するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。
(1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。
(2) 生活交通のあり方一般に関すること。
(3) 国庫補助対象バス路線に関すること。
(4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
(5) 道路運送法施行規則第4条第2項に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。
(6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

(ブロック別地区協議会)

第6条 協議会の協議・調整を円滑に行うため、ブロック別地区協議会を設置する。
2 ブロック別地区協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。
3 ブロック別地区協議会に関する事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じバス利用者からの意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表

規約第2条の委員及び臨時委員

1 委員

九州運輸局福岡運輸支局長
福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課長
福岡県市長会事務局長
福岡県町村会事務局長
一般社団法人福岡県バス協会会長
公益社団法人福岡県老人クラブ連合会事務局長
福岡県公立高等学校PTA連合会事務局長

2 臨時委員

関係市町村の職員
関係バス事業者の代表者

福岡県バス対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成12年5月18日、以下「規約」という。）第9条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(路線の休止又は廃止に係る申し出)

第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までに、様式第1号に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 路線図
 - (2) 輸送量（過去3年間の輸送人員等）
 - (3) 運行状況（運行回数等）
 - (4) 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
 - (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - (6) 利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）
 - (7) 廃止区間は発生しないものの、系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以上となる停留所が発生する等の影響が出る市町村がある場合は、その市町村名
- 2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて廃止区間の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に通知し、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 3 バス事業者は、第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、国土交通大臣の届け出後速やかに、様式第1号に国への届け出の写しを添付して協議会の会長に申し出るものとする。
- (1) 道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に該当する場合
 - (2) 九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）で定める「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」に該当する場合

(事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第3条 バス事業者は、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

(輸送サービスの内容の変更に係る申し出)

第4条 バス事業者は、福岡県内の路線のうち、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している系統に係る輸送サービスの内容を変更（運行回数の削減等）しようとするときは、変更の予定日の6月前までに、様式第1号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

なお、やむを得ない事由により、6月に満たない場合にあっては、可及的速やかに協議会の会長に申し出るものとする。

2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて速や

かに当該系統の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に情報提供を行う。

- 3 市町村は、前項の情報提供を受けたときは、様式第2号を協議会の会長に提出し、ブロック別地区協議会の開催希望の有無を示すものとする。開催希望を受け、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 4 申し出が変更予定日の6月前に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 5 バス事業者は、国又は地方公共団体の補助を受けずに運行する福岡県内の路線の運行回数を削減しようとする場合にあつて、停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生するときは、削減予定日の1月前までに、様式第3号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が削減前にあつて10回未満である場合はこの限りでない。
- 6 協議会の会長は、前項の申し出があつたときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて該当の停留所が所在する市町村に情報提供を行うものとする。

（系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する場合）

第5条 協議会の会長は、第2条第1項第7号の市町村がある場合で、第2条に規定する休止又は廃止又は第4条に規定する輸送サービスの内容の変更に該当しない場合は、ブロック別地区協議会の会長を通じて当該市町村に情報提供を行うものとする。このとき、当該市町村がこの区間に対し補助を行っている場合にあつては第4条第3項の規定を準用する。

（ブロック別地区協議会の開催）

第6条 協議会の会長は、第2条第2項、第4条第3項及び第4項に規定するほか、当該地区におけるバス運行に係る課題を協議するため、ブロック別地区協議会を開催することができる。

（市町村の対応）

- 第7条** 第2条第2項の通知又は第4条第2項及び第5条の情報提供（以下「通知等」という。）を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。
 - 3 市町村は、前2項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

（地域公共交通会議の取扱い）

- 第8条** 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置している場合は、当該会議を地域協議会とみなすことができる。
- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、ブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

（資料の提出等）

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進めるため、協議会の会長又は市町村から必要な情報について求めがあったときは、開示可能な範囲においてその情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月26日から施行し、令和8年4月1日以降の休廃止等に係る申し出から適用する（施行日以前に申し出があったものを除く）。

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領

第1 趣旨

県内各地域のバス対策を推進するため、福岡県バス対策協議会規約第6条の規定に基づき、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

第2 組織

地区協議会は、福岡、北九州、京築、筑豊、朝倉及び筑後の各地区に設置し、それぞれ九州運輸局福岡運輸支局、福岡県、関係市町村（以下「市町村」という。）及び関係バス事業者（以下「事業者」という。）で組織する。

第3 構成

- 1 各地区協議会における市町村の構成は、別表のとおりとする。
- 2 地区協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 会長及び副会長

- 1 地区協議会に会長及び副会長を置き、会長には福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 2 会長は、地区協議会を招集し、主宰する。
- 3 会長は、地区協議会の招集にあたり、協議する事案を勘案して関係する市町村を招集することができる。
- 4 会長は、複数の地区に関係する事案については、関係する地区協議会の合同会議を開催することができる。

第5 協議事項

地区協議会は、各地区内のバス対策に係る次の事項について、協議・調整及び検討を行う。

- (1) 地域バス対策協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

第6 地域バス対策協議会

- 1 事業者からのバス路線の休廃止等の申し出に際し、地区協議会の協議を円滑に行うため、当該路線に関係する市町村で地域バス対策協議会を設置する。
- 2 地域バス対策協議会は、地域の実情に応じ、関係市町村が個別に設置し、関係市町村間で連絡・調整を行うことを妨げるものではない。
- 3 前2項のほか、市町村等が設置した道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を地域バス対策協議会とみなす。
- 4 第2項の規定により関係市町村が個別に地域バス対策協議会を設置する場合を除き、

地域バス対策協議会の協議結果をもって、地区協議会の結果とすることができる。

- 5 地域バス対策協議会に関する事項は、関係市町村において別に定めることとするが、県の交通政策に重大な影響を与えると思われる地域間幹線系統に係る協議については、地区協議会の会長及び副会長が参加できるものとする。

第7 事務局

地区協議会の事務は、主に福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課で行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は地区協議会において定める。

附 則

この要領は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

要領第3の市町村

○ 福岡地区協議会

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

○ 北九州地区協議会

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

○ 京築地区協議会

行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

○ 筑豊地区協議会

直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

○ 朝倉地区協議会

小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、筑前町、東峰村

○ 筑後地区協議会

久留米市、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会公開に関する規程

第1 趣旨

公正又は円滑な議事運営のために、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領（以下「要領」という。）第8の規定に基づき、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）における、会議の公開について定める。

第2 会議の公開

- 1 地区協議会の会議は、以下の場合を除き、原則として公開するものとする。
 - (1) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会長が認める場合
 - (2) 要領第5に定める協議事項のうち、路線の休廃止について協議する場合
- 2 会議の公開は、希望する者に傍聴を認める方法により行うものとする。この場合において、会長は会議の秩序を維持するために必要な措置を取ることができるものとする。

第3 議事概要の公表

議事概要については、地区協議会の会議終了後、すみやかに県ホームページにて公表するものとする。ただし、地区協議会における結論が出ないときは、結論が出た後すみやかに県ホームページにて公表するものとする。

附 則

この規定は、平成30年5月30日から施行する。

公印省略

8 嘉学教第 4 1 0 - 2 号
令和 8 年 5 月 1 3 日

交通政策課長 野川 由紀子 様

学校教育課長 近藤 暢威

乗合バス路線の減便に伴う協議について

令和 8 年 4 月 1 6 日 8 交通第 2 6 5 号により通知された標記の件につきまして、該当校である稲築西義務教育学校と下記の通り協議を行いましたのでお知らせします。

記

1. 協議を行った日時：令和 8 年 5 月 7 日（木）10 時 30 分
2. 場所：稲築西義務教育学校 校長室
3. 協議した職員：稲築西義務教育学校 宮脇校長、大里教頭
学校教育課 井上参事、石坂課長補佐

4. 協議内容：

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会より交通政策課を通じて令和 8 年 1 0 月 1 日より西鉄バス 飯塚～大隈線の運行回数削減の申出があった。このことにより、稲築西義務教育学校前期課程の児童が通学時に利用するダイヤの減便数は、往路 1 本（稲築才田バス停 7 時 4 3 分発→稲築学校バス停 7 時 5 4 分着）、復路 1 本（稲築学校バス停 1 6 時 3 5 分発→稲築才田バス停 1 6 時 4 5 分着）となる予定であること。

決定事項ではないため、保護者等への通知は現時点では行わないこと。

5. 学校からの要望等

バス運転手を確保することが困難であることや利用者数の減少が社会問題となる現在において、本路線の減便はやむを得ないことと考える。また、日中の路線バスの乗合状況を鑑みても通学時間に運行していただいているのは大変ありがたい。しかしながら、次の 2 点をお願いしたい。

(1) 復路便(稲築学校バス停 15時49分発→稲築才田バス停 15時59分着)について、下校する児童の時間割を考慮して稲築学校バス停の出発時刻が15時49分より早くならないようお願いしたい。

(2) 復路便(稲築学校バス停 15時04分発→沖出バス停 15時10分着)について、このダイヤに低学年(小学1年生から4年生)が乗車するため可能であるならば稲築才田経由にて運行していただきたい。また、下校する児童の時間割を考慮して稲築学校バス停の出発時刻が15時04分より早くならないようにあわせてお願いしたい。

飯塚～大隈線（往路）

【現行】

行先番号	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
行先名	飯塚BT	飯塚営業所	飯塚営業所	飯塚営業所	飯塚BT	飯塚営業所	飯塚営業所	飯塚営業所	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚営業所	飯塚BT	飯塚営業所	飯塚BT	飯塚営業所	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	飯塚BT	
No. 1 西鉄大隈	05:50	06:36	07:06	07:26		08:33	09:05	09:35	10:05	10:35	11:05	11:35	12:05	12:35	13:15	13:55	14:35	15:15	15:45	16:25	16:45	17:15	17:45	18:15	18:45	19:15	20:10
12 冲出	06:02	06:48	07:18	07:38		08:45	09:17	09:47	10:17	10:47	11:17	11:47	12:17	12:47	13:27	14:07	14:47	15:27	15:57	16:37	16:57	17:27	17:57	18:27	18:57	19:27	20:22
13 稲築才田					08:25																						
14 漆生南部					08:26																						
15 大坪団地			レ	レ	08:28																						
16 漆生南部			07:21	07:41																							
17 稲築才田			07:23	07:43																							
18 漆生南部			07:24	07:44																							
19 大坪団地			07:26	07:46																							
20 漆生本村	06:03	06:49	07:28	07:48	08:30	08:46	09:18	09:48	10:18	10:48	11:18	11:48	12:18	12:48	13:28	14:08	14:48	15:28	15:58	16:38	16:58	17:28	17:58	18:28	18:58	19:28	20:23
21 漆生	06:04	06:50	07:29	07:49	08:31	08:47	09:19	09:49	10:19	10:49	11:19	11:49	12:19	12:49	13:29	14:09	14:49	15:29	15:59	16:39	16:59	17:29	17:59	18:29	18:59	19:29	20:24
22 岩崎橋	06:05	06:51	07:30	07:50	08:32	08:48	09:20	09:50	10:20	10:50	11:20	11:50	12:20	12:50	13:30	14:10	14:50	15:30	16:00	16:40	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:25
23 嘉麻市役所	06:07	06:53	07:32	07:52	08:34	08:50	09:22	09:52	10:22	10:52	11:22	11:52	12:22	12:52	13:32	14:12	14:52	15:32	16:02	16:42	17:02	17:32	18:02	18:32	19:02	19:32	20:27
24 稲築学校	06:09	06:55	07:34	07:54	08:36	08:52	09:24	09:54	10:24	10:54	11:24	11:54	12:24	12:54	13:34	14:14	14:54	15:34	16:04	16:44	17:04	17:34	18:04	18:34	19:04	19:34	20:29
30 樋渡し	06:14	07:00	07:39	07:59	08:41	08:57	09:29	09:59	10:29	10:59	11:29	11:59	12:29	12:59	13:39	14:19	14:59	15:39	16:09	16:49	17:09	17:39	18:09	18:39	19:09	19:39	20:34
40 飯塚BT 降車	06:28	07:14	07:53	08:13	08:55	09:11	09:43	10:13	10:43	11:13	11:43	12:13	12:43	13:13	13:53	14:33	15:13	15:53	16:23	17:03	17:23	17:53	18:23	18:53	19:23	19:53	20:48
41 飯塚・あいタウン前		07:15	07:54	08:14		09:12	09:44	10:14												16:24		17:24		18:24			
42 飯塚病院		07:17	07:56	08:16		09:14	09:46	10:16												16:26		17:26		18:26			
43 新飯塚駅		07:18	07:57	08:17		09:15	09:47	10:17												16:27		17:27		18:27			
44 飯塚市役所		07:19	07:58	08:18		09:16	09:48	10:18												16:28		17:28		18:28			
45 西鉄飯塚営業所		07:24	08:03	08:23		09:21	09:53	10:23												16:33		17:33		18:33			



【変更後】

行先番号	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
行先名	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	西鉄飯塚営業所	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル	飯塚バスターミナル
乗番	1	2	3	1	5T	2	3	1	5T	2	3	1	4	2	3	1	4	2	3	1	4	2	3	5T	4		
運行営業所	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊	西鉄バス筑豊
No. 1 西鉄大隈	06:00	06:40	07:10	08:10	08:40	09:10	09:40	10:40	11:05	11:40	12:40	13:30	14:10	14:40	15:10	15:55	16:40	17:40	18:00	18:40	19:40						
12 冲出	06:12	06:52	07:22	08:22	08:52	09:22	09:52	10:52	11:17	11:52	12:52	13:42	14:22	14:52	15:22	16:07	16:52	17:52	18:12	18:52	19:52						
13 漆生南部			07:25	08:25																							
14 稲築才田			07:27	08:27																							
15 漆生南部			07:28	08:28																							
16 大坪団地			07:30	08:30																							
17 漆生本村	06:13	06:53	07:32	08:32	08:53	09:23	09:53	10:53	11:18	11:53	12:53	13:43	14:23	14:53	15:23	16:08	16:53	17:53	18:13	18:53	19:53						
18 漆生	06:14	06:54	07:33	08:33	08:54	09:24	09:54	10:54	11:19	11:54	12:54	13:44	14:24	14:54	15:24	16:09	16:54	17:54	18:14	18:54	19:54						
19 岩崎橋	06:15	06:55	07:34	08:34	08:55	09:25	09:55	10:55	11:20	11:55	12:55	13:45	14:25	14:55	15:25	16:10	16:55	17:55	18:15	18:55	19:55						
20 嘉麻市役所	06:17	06:57	07:36	08:36	08:57	09:27	09:57	10:57	11:22	11:57	12:57	13:47	14:27	14:57	15:27	16:12	16:57	17:57	18:17	18:57	19:57						
21 稲築学校	06:19	06:59	07:38	08:38	08:59	09:29	09:59	10:59	11:24	11:59	12:59	13:49	14:29	14:59	15:29	16:14	16:59	17:59	18:19	18:59	19:59						
27 樋渡し	06:24	07:04	07:43	08:43	09:04	09:34	10:04	11:04	11:29	12:04	13:04	13:54	14:34	15:04	15:34	16:19	17:04	18:04	18:24	19:04	20:04						
36 飯塚BT 降車	06:38	07:18	07:57	08:57	09:18	09:48	10:18	11:18	11:43	12:18	13:18	14:08	14:48	15:18	15:48	16:33	17:18	18:18	18:38	19:18	20:18						
37 飯塚・あいタウン前			07:58																								
38 飯塚病院			08:00																								
39 新飯塚駅			08:01																								
40 飯塚市役所			08:02																								
41 西鉄飯塚営業所			08:07																								

